

国立大学法人高知大学事務局インターンシップ実施要綱

平成30年7月9日

学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）が実施する実習生受入制度（別途定めるものを除く。以下「事務局インターンシップ」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 事務局インターンシップは、学生に就業体験を通じて自己の職業適性や将来設計について考える機会を提供し、高い職業意識の育成に資するとともに、学生に対する指導等を行うことを通じて、本学事務職員のリーダーシップや指導・育成能力を向上することを目的とする。

(実習対象者)

第3条 本学事務局において事務局インターンシップにより実習を行う対象者は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生とし、次の基準に該当するとして本学の学長（以下「学長」という。）が認めた者とする。

- (1) 実習の成果を今後の教育研究活動に反映できる能力及び資質を有する者
- (2) 服務規律を遵守することが確実であると判断された者

(報酬等)

第4条 本学は、事務局インターンシップにより実習を行う学生（以下「実習生」という。）に対して、報酬・賃金、居住地から実習場所までの交通費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。ただし、実習の実施に伴い生じる交通費については、この限りではない。

(実習期間)

第5条 事務局インターンシップの実習期間は、原則として2週間以内の期間とし、年度ごとに受入部署が別に定める。

(実習時間)

第6条 実習生の実習時間は、受入部署における本学事務職員の所定勤務時間に準ずるものとする。

(服務等)

第7条 実習生は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。また、実習生が在籍する大学等は、実習生に次の各号に掲げる事項の遵守について、実習生への指導を徹底しなければならない。

- (1) 専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 本学職員が遵守すべき本学の規則や関係法令並びに受入部署の長及び受入部署において実習生の指導、監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導・指示等に従わなければならない。
- (3) 実習終了後には、所定の国立大学法人高知大学事務局インターンシップ報告書を速やかに提出しなければならない。
- (4) 実習終了後に行う事務局インターンシップ成果報告会に原則として出席しなければならない。
- (5) 実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。
- (6) 実習の成果として論文等を公表する場合には、事前に受入部署の長の承認を得なければならない。
- (7) 病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

(誓約書の提出)

第8条 実習生は、別途定める誓約書を、事前に学長に提出しなければならない。また、実習生が在籍する大学等の代表者は、この誓約の遵守について実習生への指導を徹底するものとする。

(実習生の受入依頼及び決定)

第9条 事務局インターンシップを希望する学生が在籍する大学等は、希望者を取りまとめの上、実習申込書（別紙様式1）に、希望者に係る次の各号に掲げる書類を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 学生による実習申込書（別紙様式2）
- (2) 学生による誓約書（別紙様式3）
- (3) 在学証明書又は学生証の写し
- (4) 傷害保険及び賠償責任保険証書の写し又はそれらに加入していることを証明する書類

2 前項の提出を受けた学長は、受入部署と調整の上、受入の可否について決定し、大学等の代表者に通知するものとする。

3 学長は、受入の可否を決定するために必要な当該学生に関する情報を大学等の代表者に請求することができるものとする。

(実習担当者、実習プログラム及び受入部署の役割)

第 10 条 受入部署の長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該部署内において、実習担当者を指名するものとする。

2 実習担当者は、事務局インターンシップの実習の内容等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

(実習の中止)

第 11 条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第 7 条の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。

(2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又はその恐れがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 学長は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を当該実習生が在籍する大学等の代表者に通知するものとする。

(事故責任等)

第 12 条 実習生が在籍する大学等の代表者及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生の実習中又は実習先との往復途上等での本学の責によらない事故・災害に関しては、本学は一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、事務局インターンシップに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 9 日から施行する。